

昨秋から保湿剤の保険適用について議論され、マスコミを賑わせたことをご存知の方も多いと思う。数年前から女性雑誌でコスメ用品としてヘパリン類似物質が取り上げられ、「もしも無人島にひとつだけ持っていくなら〇ル〇イ〇」、「何万円もする超高級クリームより良い」などと謳われ、「安上がりな化粧品」として女性たちの注目を集めることとなった。製薬会社は記事を見つけるたびに抗議を行っていたが、もぐら叩きの状態が続くうち昨年8月にこの問題が朝日新聞で取り上げられ、一気に火がついた。ついには健康保険組合連合会（健保連）が保湿剤の美容目的の使用が医療費を押し上げていると指摘し、保湿剤単剤の処方保険適用から除外すべきで、中長期的には保湿剤そのものを保険適用外とするべきであると提言するに至ったのである。

実際、開業医の先生にお聞きしてみると、診察室に座るなりいきなり（ソフト〇本、ローション△本ください）という女性がいるとの話である。忙しい外来の最中に「あなた、それは病気ではないでしょう。…」と説明を始めるとムッとして料金も支払わずに立ち去ってしまう不心得者もいるとか。後にネットでクリニックの悪口を書き込まれたりすることもあるらしい。また、小児の医療費を公費で賄う自治体が多いが、保湿剤を子供用に大量に希望する親がいるとの指摘もある。

幕末から明治にかけて日本を訪れた欧米人が絶賛したという日本人の美德はいつしか忘れ去られた感があるが、健保連の提言に対し反対の声があちこちから上がった。日本皮膚科学会も保湿剤の適正使用を呼びかけるとともに、保湿剤を医療上必要とする患者が多数存在し、安易な処方制限は患者に大きな不利益を生じかねないと反対姿勢を表明した。後に健保連による保湿剤の医療費推計が過大に行われていたことが判明したこともあって、当初は湿布薬のように処方量制限が設けられるのではないかと懸念されたが、今回は見送られることとなった。予防目的でうがい薬のみが処方される場合については保険を適用しないという取り決めが平成26年度診療報酬改定で行われたことに倣い、ヘパリン類似物質についても治療目的以外での処方は保険給付の対象外であることが明確化されたが、付帯意見として保湿剤の適正処方が追記され、2年後の次期改定時の審議において検証されることとなった。つまり、問題は一旦回避されたが先送りされたところもあるため、保湿剤の適正処方についての啓発活動を学会として継続的に行っていかなければならない。

美容と医療の線引き、皮脂欠乏症の定義づけなど、いくつかの問題点が残されているが、個人的には今回の問題は日本の保険診療を再考する良い機会になったのではないかと考えている。保険診療とはどうあるべきか、を国民に改めて理解してもらうことが求められている。

（五十嵐敦之）

— 顧 問 —

肥田野信 大原國章

— 編集委員 —

大塚藤男 土田哲也 五十嵐敦之 相馬良直 林 伸和

「皮膚科の臨床」第60巻 第3号 3月号

2018年3月1日発行（毎月1回1日発行）

定 価（本体 2,700 円＋税）

年間購読料金 定価（本体 42,100 円＋税）

〔年間13冊（臨時増刊号、増大号を含む）の誌代〕

〔年間予約購読者に限り送料無料〕

発行所 金原出版株式会社

発行者 福村 直樹

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-14

TEL 03(3811) 7165〔編集室直通〕

TEL 03(3811) 7184〔営業部直通〕

FAX 03(3813) 0288

ホームページ <http://www.kanehara-shuppan.co.jp>

振替口座 00130-1-191269

印刷所 三報社印刷株式会社 TEL 03(3637)0005

広告申込先 福田商店 TEL 06(6941)5600

- ・本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権（送信可能化権を含む）は金原出版株式会社が保有します。

- ・**JCOPY**＜出版者著作権管理機構 委託出版物＞

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。